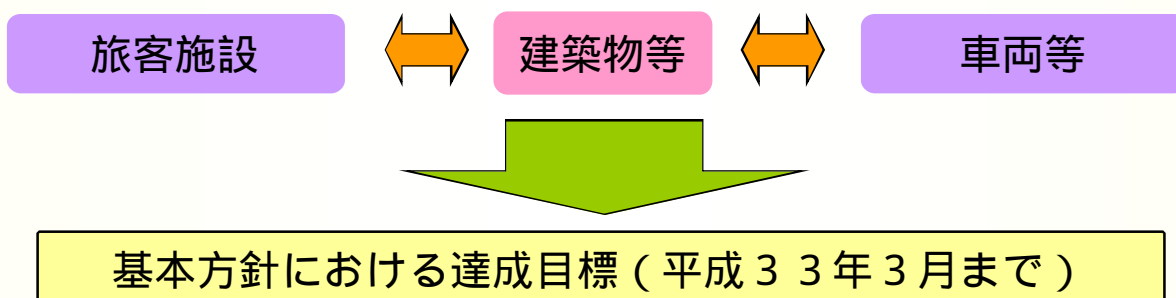


「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標

北海道における旅客施設・車両等のバリアフリー化については、駅等におけるエレベーター、エスカレーターの設置等段差の解消や文字や音声による誘導案内、ノンステップバスの導入等改善が図られています。今後とも、国、地方自治体、交通事業者等の連携を強化し、バリアフリー化促進のための施策を展開します。



旅客施設

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル

段差解消（エレベーター又はスロープの設置）

視覚障害者誘導用ブロックの整備

障害者対応型トイレの設置

* 地域の実情に鑑み利用者数のみならず利用の実態を踏まえ可能な限り実施

* 鉄軌道駅等はホーム又は可動式ホーム柵を地域の支援の下、可能な限り設置を促進

車両等

鉄軌道車両：総車両数に対し、約70%

乗合バス車両：総車両数（適用除外認定車両を除く）に対し、約70%をノンステップバス
適用除外認定車両の約25%をリフ付き又はスロープ付きバス

タクシー車両：約28,000台の福祉タクシー導入（エレベーター付タクシーを含む）

船舶：総隻数に対し、約50%（5,000人以上のターミナルに就航する船舶は100%）

航空機：総機数に対し、約90%

建築物等

道路：100%（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路）

都市公園内：園路及び広場 約60%（特定公園施設） 駐車場 約60% 便所 約45%

路外駐車場：約70%（特定路外駐車場）

建築物：約50%（2,000㎡以上の特別特定建築物）

信号機等：100%（重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置）